

田んぼの畔をなくして、大きな区画にし、 作業をしやすくなる取り組みを支援します！

担い手による農地の集積・集約を促進するために、畦畔除去に協力して
いただいた農地の所有者に補助金を交付します。

【事業例】

水田が狭く、作業効率が悪い！
畦畔の草刈が大変！



畦畔除去による区画拡大

特定保全農用地区域は
「とよたiマップ」でご
確認いただけます！

畦畔を除去後 1,500㎡⇒3,000㎡の水田に

※除去後の1区画の面積が概ね3,000㎡以上となるものが
補助対象です。ただし、認定農業者等が耕作している場合
は面積の制限はありません。

○補助額

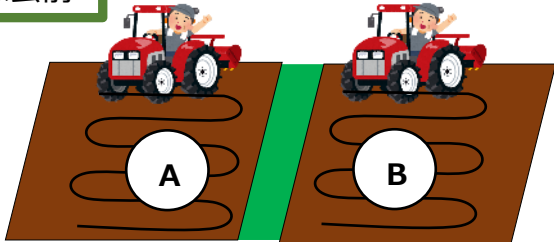
A所有者 3万円 B所有者 3万円

さらに！！

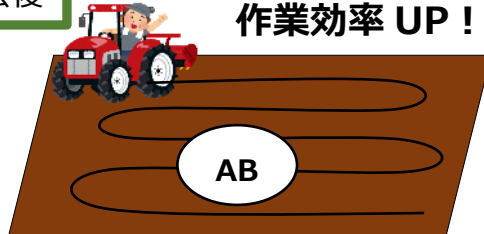
以下のいずれかに該当する場合、「1万円」加算されます！

- 1 畦畔除去後の1区画の面積が3,000㎡を超える場合
- 2 特定保全農用地区域内の畦畔を除去する場合
(※両方に該当する場合も、加算額の上限は1万円です。)

除去前



除去後



補助対象事業	複数の農地間を区切る畦畔の除去
補助対象者	豊田市に農地を所有する土地所有者
補助内容	自身が所有する農地の畦畔除去にかかる経費への補助
補助額	畦畔1本につきその畦畔に直接接する 農地の土地所有者1名あたり3万円（最大4万円） ※共有名義の場合は代表者1名に補助金を交付します。 ※予算に限りがありますので、事前にご相談ください。

【問合せ】

豊田市役所 農政企画課 農政担当
電話：0565-34-6640

Email：nousei@city.toyota.aichi.jp